

本庁舎等整備工事への工事請負契約に係るスライド条項の適用について

1 主旨

世田谷区本庁舎等整備工事については、このたび、工事請負契約の相手方である大成建設株式会社東京支店（以下、「大成建設」という。）より、工事請負契約約款第25条第6項の規定（以下、「インフレスライド条項」という。）に基づく請求があった。

請求概要及び今後の対応等を報告する。

2 現在の契約概要

(1) 相手方

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

大成建設株式会社東京支店 代表者 中村 有孝

(2) これまでの契約金額の変更経緯

当初契約（令和3年5月） 36,410,000,000円

変更1回目（令和3年12月） 36,610,893,000円

：公共工事設計労務単価に係る特例措置に基づく変更（172,425,000円）等

変更2回目（令和5年1月） 39,285,411,000円

：スライド条項に基づく変更（2,375,593,000円）、仕様変更等による変更

変更3回目（令和6年1月） 40,699,505,000円

：スライド条項に基づく変更（1,227,754,000円）、防火避難規定に係る仕様変更等

3 請求概要

(1) 請求概要

令和6年5月20日、大成建設より、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更請求があった。今後、区は、大成建設の責による工期延伸分をスライド適用対象とする残工事量から除外のうえ、前回基準日からの物価変動率を精査し、区積算による変更額を算出する。その後、速やかに大成建設とインフレスライド条項に基づく変更額の確定に向けた協議を開始する。

(2) 基準日（請求日）

令和6年5月20日

(3) 請求金額

960,482,213円

(4) インフレスライド条項に基づく変更額の確定

インフレスライド条項に基づく変更額は、協議開始日の翌日から起算して14日以内に協議が整わない場合、区が定め、大成建設に通知する。

4 今後の予定

令和6年6月中旬 大成建設とインフレスライド条項に基づく変更額の協議開始

6月下旬 インフレスライド協議期限、インフレスライド条項に基づく変更額の確定